

## すし券ご利用約款

### 第1条(約款の趣旨)

大阪府鮮商生活衛生同業組合(以下、組合という)は、全国取扱店共通すし券(以下、すし券という)をこの約款に従って取り扱うものとし、すし券の所有者(以下、お客様という)も、この約款によりご利用いただくものとします。

### 第2条(すし券の利用)

1. すし券の額面は1枚500円とします。
2. お客様は、すし券を全国のすし組合加盟店のうち、すし券取扱店(以下、取扱店という)で、1枚500円相当として、すし、その他取扱店で扱う飲食物の代金に現金と同様に利用できるものとし、複数枚の使用もできるものとします。
3. すし券は現金との交換、質入れはできないものとします。なお、飲食代金との差額については、おつりはお出ししません。
4. すし券の裏面、発行店名欄に発行店印のないものは無効とします。また、使用店欄にすでに押印されたものも無効とします。

### 第3条(すし券が利用できない場合)

次の場合など、すし券がご利用いただけないことがありますのでご了承ください。その際は、現金・その他の方法でお支払いください。

1. すし券の著しい汚れ、破損
2. すし券が、違法または不正に取得されたものであるとき
3. すし券が偽造、変造または不正に作成されたものであるとき

### 第4条(すし券の紛失)

すし券を盗難、紛失などされた場合、再発行はいたしません。

### 第5条(すし券の有効期限)

すし券に有効期限の記載のあるものは、記載された有効期限まで有効とします。有効期限を過ぎたすし券はご利用できなくなりますので、すし券表面の有効期限をご確認いただきますようお願いいたします。

### 第6条(取り扱いの変更)

すし券の取り扱いについては、この約款を変更する場合、当組合は一定の予告期間をおいて、周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用いたします。

### 第7条(事業の廃止)

万が一、組合が解散あるいはその他の理由等ですし券事業の継続ができなくなった場合は、その組合の発行したすし券は他都道府県組合加盟店でのご利用ができなくなる場合がございます。

### 第8条(資金決済法第14条1項の規定の趣旨及び同法第31条第1項に規定する権利の内容)

1. 組合の都合により、すし券を利用することができなくなることによって生じるリスクからすし券の保有者を保護する制度として、資金決済法の規定に基づき、基準日(毎年3月31日・9月30日時点)のすし券の未使用残高が、政令で定める額(1,000万円)を超える時は、当該基準日未使用残高の2分の1以上の額を発行保証金として法務局等に供託等を行うことにより、資産保全することが義務づけられております。
2. 万が一の場合、すし券の保有者は資金決済法第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利がございます。

### 第9条(発行保証金の保全の方法)

組合の基準日未使用残高は、政令で定める額を超えていないため供託等の義務は発生しておりません。今後、政令で定める額を超えた場合は、金銭等による保全等を予定しております。

※この約款は令和3年6月1日より適用します。